



事業者
の動向

行政書士ADRセンター東京がシンポジウムを開催 ～法務省後援～

2月 24 日(水)、東京都行政書士会が運営する認証ADR機関「行政書士ADRセンター東京」は、東京都目黒区の行政書士会館において、ペットトラブルに関するシンポジウムを開催しました。

同センターは、外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、敷金返還等に関する紛争、愛護動物に関する紛争の4分野の紛争を取り扱い、平成 21 年5月 25 日に法務大臣の認証を受けました(認証番号第 30 号)。以降、調停の実績を着実に積み重ね、調停以外でも、法務省が平成 25 年に設置した「ADR法に関する検討会」でのヒアリングに協力いただいたほか、シンポジウムを独自に開催するなど積極的に取り組んでおります。最近では、「地域猫シンポジウム」と題し、野良猫の虐待や不審死などの問題について考える機会を提供するとともに、その解決にADRを提案するシンポジウムを開催しております。今般、ペットの譲渡を巡るトラブルにつき、法務省ほか関係行政機関の後援を受け、シンポジウムを開催しました。その概要は、次のとおりです。

(対話促進型調停と呼ばれる手法)を織り交ぜての模擬調停です。そもそも調停とはどのようなものなのか、実際にはどのように行われているのか、どのような方法で解決していくのかなどについて、初めての方でも具体的にイメージすることができるよう工夫された内容でした。

当日は、100 名程度入場できる会場が満席で、寄せられる期待の大きさを伺うことができました。シンポジウム全体としては、ペットトラブルの実情や傾向、着眼点、解決に向けて取り得る選択肢等を提供し、その上で模擬調停を見ていただくという構成です。参加された方に、紛争解決メニューの一つとしてのADRに親しみを持ってもらったのではないのでしょうか。

このような取組については、今後も様々な工夫を重ねて内容を充実しつつ、更にはペット以外の紛争分野への拡大も視野に入れ、発展されることを期待しております。

第 1 部 専門家による講義

- ・東京都動物愛護相談センター担当者
- ・動物病院院長
- ・行政書士ADRセンター東京センター長

ペット譲渡の現状やトラブルの実態等について、それぞれの立場から説明がありました。ペットの譲渡を巡って、譲渡条件、健康状態、飼育環境等、様々なトラブルがあるようです。

第 2 部 模擬調停

ペット譲渡を巡る典型的なトラブルを題材に、紛争の当事者が、話し合いによって和解に至るまでの過程が模擬的に実演されました。行政書士ADRセンター東京がモデルとする調停手法



【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部
審査監督課 紛争解決業務認証係
☎ : 03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378
E-Mail: adr-c@moj.go.jp